

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 26 年 1 月 30 日（木）午前 9 時～午前 11 時 43 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、生活環境部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、教育部生涯学習スポーツ担当部長、会計管理者 欠席者：なし 説明員：環境課長
議 題	1 平成 26 年第 1 回市議会定例会提出議案について 2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（案）について 3 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1 について：提案のとおり、提出議案として決定する。 議題 2 について：原案を一部修正の上、承認する。 議題 3 について：第 1 回議市議会定例会の招集期日は、2 月 27 日（水）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 26 年第 1 回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 概要については、平成 25 年 12 月 24 日付で東京都知事が辞職したことに伴い、都知事選挙費について緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分したものである。 なお、専決処分年月日は、平成 25 年 12 月 25 日である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (2) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告

し、承認を求める。

概要については、後期高齢者医療に係る健康診査費に不足が生じ、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成 25 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を専決処分したものである。

なお、専決処分年月日は、平成 26 年 1 月 14 日である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(3) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計予算

（財政担当部長説明）

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 平成 26 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算

（市民部長説明）

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 平成 26 年度武蔵村山市下水道事業特別会計予算

（生活環境部長説明）

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 平成 26 年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 平成 26 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

(都市整備部長説明)

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 平成 26 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

(市民部長説明)

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、本案を提出する。
内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市高齢者福祉基金条例を廃止する条例

(高齢・障害担当部長説明)

武蔵村山市高齢者福祉基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 13 年度以降、本基金を活用し高齢者いきいき手当や敬老金の支給等の事業を行ってきたが、平成 24 年度に基金の全部を処分したことに伴い、基金条例を廃止するものである。

施行期日については、公布の日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

(市民部長説明)

武蔵村山市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する必要があるので、本案を提出する。

概要については、平成 19 年度から入院診療に係る本人支払額から予め高額療養費を差し引く制度（現物給付化）が開始され、平成 24 年度からは外来診療においても現物給付化が可能となったことから、本制度を継続する必要性が低いため、基金条例を廃止するものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務部長説明)

課長職の昇給制度の改正を実施することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、課長職について勤務成績が特に良好な場合の特別昇給（査定昇給）を実施することに伴い、勤務成績が良好な場合の昇給（定期昇給）をさせることができる年齢を 58 歳未満から 55 歳未満に改めるものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市奨学資金基金条例の一部を改正する条例
(企画財務部長説明)

基金を取り崩して奨学資金に充当する必要があるので、本案を提出する。

概要については、当該基金の運用により毎年度生じる収益金の額は、奨学資金の支給額に比較して非常に僅少なものとなっていることから、定額資金の運用収益（利子）を財源とする方式から当該基金元本を取り崩して財源に充てる方式に改めるため、武蔵村山市奨学資金基金条例（昭和 50 年武蔵村山市条例第 28 号）第 2 条及び第 4 条を次のように改め、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第 4 条 基金の運用から生ずる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れる。

第 5 条 基金は、第 1 条の目的を達成するための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 25 年度末基金残高見込額は 41,900,597 円である。

(質 疑)

○ 毎年奨学資金に充てている額はどのくらいか。

● 73 人×5,000×12 か月となり、438 万円程度である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市土地開発基金条例の一部を改正する条例
(財政担当部長説明)

土地開発基金の額を減額する必要があるので、本案を提出する。
概要については、武蔵村山市土地開発基金条例（昭和 44 年村山町条例第 34 号）第 2 条第 1 項における基金の額「139,090 万円」を「90,000 万円」に改めるものである。

施行期日については、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

なお、平成 25 年度末基金残高見込額は 1,518,361,037 円である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市立学童クラブ設置条例の一部を改正する条例

（健康福祉部長説明）

武蔵村山市立本町学童クラブを設置する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市立学童クラブ設置条例（平成 10 年武蔵村山市条例第 40 号）別表中「武蔵村山市立第三学童クラブ」の項を削り、「武蔵村山市立学園学童クラブ」の次に次のように加えるものである。

武蔵村山市立本町学童クラブ 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の
11

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、定員については、50 人とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

（企画財務部長説明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行による地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市青少年問題協議会条例（昭和 35 年村山町条例第 9 号）第 2 条を次のように改めるものである。

第 2 条 協議会は、会長及び委員 15 人をもつて組織する。

2 会長は市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げるところにより、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1 人

(2) 学識経験者 7 人

(3) 関係行政機関の職員 6 人

(4) 教育長

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

これまで、地方青少年協議会法において、市に設置する青少年問題協議会の会長については、当該地方公共団体の長をもつて充てるとされていたが、法律が改正されたことにより、当該文言が削除された。これは、地方分権の関係で地方に主体性を持たせるという趣旨に鑑みるものであるが、このことから、第 2 条を改正し、会長は市長をもつて充てるとし、引き続き市長が会長を務めることを条例で規定するものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

(生活環境部長説明)

廃棄物処理手数料の算定方法を改める必要があるので、本案を提出する。

概要については、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年武蔵村山市条例第 14 号）別表を次のように改める。

家庭廃棄物（粗大ごみ、動物の死体及びし尿を除く。）の区分中廃棄物手数料について、(1) 一原因に基づき 200 キログラムを超えて排出されるもので、市長が収集し、及び運搬するもの 200 キログラムを超える量 1 グラムにつき 40 円、(2) 一原因に基づき 200 キログラムを超えて排出されるもので、占有者又はその委託を受けた者（以下「占有者等」という。）が市長の指定する処理施設に搬入するもの 200 キログラムを超える量 1 グラムにつき 25 円とする。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

運用において、従来は、1 か月当たり 200 キログラムを超えるものについて、1 か月単位で合算し、200 キログラムを超えたものについてそれぞれ廃棄物手数料を徴収していたが、条例の解釈を明確にするとともに、当月内で排出する廃棄物と月をまたいで排出する廃棄物との取扱いの公平性を保つため、「臨時に」という文言を「一原因に基づき」に改めるものである。

(質 疑)

- 月末に引越しを原因として 200 キログラムを超える廃棄物が生じ、翌月及び翌々月も同様に 200 キログラムを超える廃棄物を排出した場合、同じ原因に基づく 600 キログラムを超える廃棄物となるが、手数料の徴収は廃棄物を排出した最終月とな

	<p>るのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一原因となるので、最初に廃棄物を排出される際に、予め数回に分けて排出するかどうかを確認し、その申告に基づき、最後に排出された月の廃棄物の計量に基づいて算出する。 ○ 計算の仕方として、2回目に排出した際に換算するわけではないのか。 ● 廃棄物の量については、その都度計量し、最終的な総量に基づいて料金を計算する。 ○ 一原因とはどのような事柄を指すのか。 ● 主な原因には、大掃除や家の建て替えなどが該当する。 ○ 他の自治体の状況はどうか。 ● 他の自治体では、既に家庭ごみが有料化されているため、処分場に持ち込まれる廃棄物は、一定の量を超える越えないにかかわらず、全てに料金が発生する。 ○ 可燃ごみや不燃ごみなど日々生活する上での原因で発生する家庭ごみの排出が蓄積すれば、いずれは200キログラムを超えるのではないか。 ○ 一原因の捉え方については、よく内容を練らなければならない。 ○ 「一回」という文言ではどのように解釈されるのか。 ● 現行の「臨時に」という文言では、「一回」と解釈できるため、廃棄物の排出原因が同じであっても、数回に分けて排出することができる読むことができる。 ○ 「臨時に」の定義を規則で定めることはできるのか。 ● 用語の定義は、条例で行う必要があるため、規則に委任して定めることはできないと思われる。 ○ 一般の家庭ごみなどは現実的には問題とならないが、定義についてはきちんと想定する必要がある。 ● 文言の表現については、精査する。 ○ (1)の場合については、「市長が収集し」とあるが、計量を持参するのか。 ● (1)の場合については、市民が直接処理施設に廃棄物を運搬できない場合に、臨時に職員が収集することを想定しているが、これまでに実績はない。問題となるのは、(2)の場合となる。 ○ 別表に付随する備考欄において一原因の特定をすることはできないか。 ● 規定していない新たな原因が生じた場合、その度に条例を改正する必要性が生じてしまうため、規則等で定めていくことを予定している。
--	--

(結 論)

提出議案として決定する。

- (17) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

立川都市計画地区計画村山工場跡地北地区地区計画の変更等に
伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、(1) 村山工場跡地全体の地区計画策定に伴い、
武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例（平成 15
年武蔵村山市条例第 28 号）別表第 1 及び第 2 を改めるものである。

これは、平成 26 年 1 月 17 日に村山工場跡地地区について建物
の制限や緑地面積の確保等に関する地区計画を定めたものであ
り、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置及び
高さの最高限度並びに垣又は柵の構造の制限を定めたものであ
る。また、建築基準法に基づき、地区計画で定めた内容を条例で
制定するものである。さらに、村山工場跡地地区の地区計画の変
更に伴い、そのほかの地区においても文言の修正を行うものであ
る。

施行期日については、公布の日から施行する。

(質 疑)

○ 建築物の用途の制限において表記のある「ぱちんこ屋」とは、
ひらがな表記で正しいか。

● 表記について確認する。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (18) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 7 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (19) 平成 25 年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2 号）

(市民部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

	<p>(結 論) 提出議案として決定する。</p> <p>(20) 平成 25 年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) (生活環境部長説明) 地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論) 提出議案として決定する。</p> <p>21 平成 25 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (高齢・障害担当部長説明) 地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論) 提出議案として決定する。</p> <p>22 平成 25 年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (都市整備部長説明) 地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論) 提出議案として決定する。</p> <p>23 平成 25 年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) (市民部長説明) 地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。</p> <p>(結 論) 提出議案として決定する。</p> <p>24 立川市道路線の区域変更の承諾について (建設管理担当部長) 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 8 条第 4 項の規定により、本案を提出する。 概要については、立川都市計画地区計画村山工場跡地地区地区計画に伴う地区施設である主要区画道路 2 号 (立川市道 2 級 17 号)</p>
--	---

整備に伴い、本市区域内の一部を道路線として立川市において認定したい旨依頼があったものである。認定予定路線は、立川市砂川町八丁目 89 番 5 を起点とし、立川市上砂町七丁目 1 番 2 を終点とする幅員 10.00m～20.08m、延長 1,294.92mの立川市道 2 級 17 号線である。

なお、区域外認定部分は、認定予定路線内のうち武蔵村山市榎一丁目 21 番地の 1 地内の面積 603.21m²（幅員 4.61m～4.65m、延長 126.46m～134.00m）である。

（結 論）

提出議案として決定する。

25 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

（市民部長）

地方自治法第 291 条の 11 の規定により、本案を提出する。

概要については、2 年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金（審査支払手数料及び保険料未収金補填分等）として支弁しているが、平成 26 年・27 年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日については、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

なお、後期高齢者医療保険料改定については、平成 26 年 1 月 31 日開催予定の東京都後期高齢者広域連合会議会で審議されるが、平成 26・27 年度の改定案は、均等割額が 40,100 円から 42,200 円（2,100 円、5.2%の増）に、所得割率が 8.19%から 8.98%（0.79 ポイントの増）に、賦課限度額が 55 万円から 57 万円に予定されている。

（結 論）

提出議案として決定する。

26 昭和病院組合理規約の変更について

（健康福祉部長説明）

昭和病院組合の病院事業の経営形態の見直しとして同事業を地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の一部適用から全部適用することに伴い、規定を整備する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、本案を提出する。

概要については、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、昭和病院組合理規約（昭和 57 年 4 月 1 日東京都知事許可）の全部を改正するものである。

これまで昭和病院組合を構成する団体の首長の中から管理者を選出してきたが、今後は、昭和病院企業団に移行することから、管理者を企業長に改めるほか、主管部長会、理事会、議会が設けられているが、このうち理事会が開設者協議会に改められる。

施行期日については、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

- (1) 平成 25 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 8 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2) 平成 26 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

概要については、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の支給に当たり必要な経費を計上するものである。

なお、内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

- (1) 専決処分の報告について

(建設管理担当部長)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

概要については、平成 25 年 6 月 20 日、市内大南一丁目 121 番地の 28 先道路において、通勤のため自宅を出た女性が、境界杭が埋設してある箇所が生じていた段差に足を取られて転倒し、股関節を痛める事故が発生したものである。

なお、怪我は平成 25 年 6 月 22 日から整骨院に通院し、完治した。

示談については、平成 26 年 1 月 20 日に成立済みである。

(結 論)

報告事項として決定する。

【諮問事項】

- (1) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(企画財務部長説明)

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

概要については、人権擁護委員の原田 美智子氏が平成26年9月30日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。後任の人権擁護委員の任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までである。

なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の6か月前とされている。

(結 論)

諮問事項として決定する。

- (2) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(企画財務部長説明)

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本案を提出する。

概要については、人権擁護委員の高橋 真佐美氏が平成26年9月30日で任期満了となるので、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。後任の人権擁護委員の任期は、平成26年10月1日から平成29年9月30日までである。

なお、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の6か月前とされている。

(結 論)

諮問事項として決定する。

- 議題2 武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（案）について
(生活環境部長説明)

武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ処理事業の総合的かつ計画的な推計を図るため策定するものである。現行計画については、平成20年に策定され、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間として定めているが、社会情勢の変化や関係法令等の動向に適切に対応するため、概ね5年で改訂を行うこととしている。そこで、計画の改訂を行い、計画の体系や進行管理の在り方など計画全体にかかわる見直しを行うことにより、今後の一般廃棄物処理基本計画の更なる推進を図るものである。

なお、武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）（案）につい

ては、廃棄物減量等推進会議から答申を受けた内容を事務協議及び平成 25 年 12 月 14 日に開催した調整会議における意見を踏まえ、原案に必要な修正を加え、その内容について決定するため付議したものである。資料に基づく内容については、環境課長から説明する。

(環境課長説明)

配布した資料を御覧いただきたい。

説明に入る前に、2 か所の訂正についてお願いする。

23 頁表 4-3 における平成 27 年度の合計欄が「21,717t」とあるが、正しくは、「22,717t」である。また、38 頁「4 施策展開スケジュール」における施策スケジュールの欄が「平成 25 年度～平成 29 年度」とあるが、正しくは、「平成 26 年度～平成 29 年度」である。

それでは、説明に入らせていただく。

この計画は、武蔵村山市第四次長期総合計画に基づき、長期的、総合的視点に立ち計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針と位置付け、武蔵村山市環境基本計画とも連動を図りながら循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び関係法令に基づいて策定するものである。また、本計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間を計画期間と定めているが、平成 24 年度において概ね 5 年を経過しており、環境問題や社会動向等の変化を踏まえ、計画の体系や進行管理の在り方など計画の見直しを行ったものである。

この改訂案は、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会が 6 回の審議を行い、去る 6 月 14 日に市長に対し答申を行い、当該答申を 9 月 24 日開催の事務協議及び 12 月 26 日開催の調整会議で検討したものである。

目次を御覧いただきたい。

本計画については、5 章から構成されており、第 1 章では、改訂の趣旨、第 2 章では、計画の理念・目標、第 3 章では、ごみ処理の課題、第 4 章では、ごみ排出量等の将来予測、第 5 章では、循環型社会の形成に向けたごみ処理事業の在り方となっており、参考資料編は、市の概要、ごみ処理の状況及び審議会の状況を掲載している。

なお、この計画は、改訂前の計画の達成状況等を勘案し、基本的な考え方、流れについては、改訂前の計画と変更はない。

1 頁を御覧いただきたい。

第 1 章「計画改訂の趣旨」である。「1 計画改訂の目的と背景」では、武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画の改訂に至るまでの経緯並びに改訂を行った背景として各種リサイクル関係法成立等によるご

み処理の環境に変化があったこと及び計画改訂の目的について記載している。

次に3頁を御覧いただきたい。

「2 廃棄物・リサイクル関連法体系」では、循環型社会形成の推進のための施策体系を記載している。平成25年4月の小型家電リサイクル法の施行を新たな項目として追加記載している。

4頁及び5頁における「3 計画の位置付け」については、改訂前の計画と変更はない。

次に6頁を御覧いただきたい。

「4 計画期間」では、計画目標年度を平成29年度までとしている。

次に7頁を御覧いただきたい。

「5 前計画の達成状況」である。表1-1における区分は、排出物原単位、収集ごみ量原単位、持込ごみ量、リサイクル率、最終処分量の5項目である。排出物原単位は、「ごみの総排出量÷年度末人口÷年間日数」で計算した数値であり、市民1人が1日当たりに排出するごみ量である。収集ごみ量原単位は、「収集ごみ量÷年度末人口÷年間日数」で計算した数値である。収集ごみ量は、市が収集したごみ量となるため、持込ごみ量及び集団回収量は含まれていない。持込ごみ量は、直接小平・村山・大和衛生組合に持ち込んだごみ量となる。市民が持ち込んだ粗大ごみ等も含まれるが、大部分は、事業系一般廃棄物の持込量となる。リサイクル率は、「総資源化量（エコセメントは除く）÷総排出量×100」で計算した数値である。最終処分量は、二ツ塚廃棄物広域資源処分場に搬入した量である。改訂前の計画の目標値に対しての達成状況については、表1-1のとおりである。

次に8頁及び9頁を御覧いただきたい。

前計画における施策展開スケジュールと平成23年度までの事業実施状況及び評価である。各項目の評価については、概ね目標を達成しているものについては「A」、取組は行っているが、目標達成までは到達していないものについては「B」、未実施又は目標達成が困難なものについては「C」としている。9頁は、平成23年度までの事業実施状況及び評価等を表にしたものである。

次に11頁を御覧いただきたい。

第2章「計画の理念・目標」である。13頁までの「1 計画の理念」については、改訂前の計画と変更はない。

次に14頁を御覧いただきたい。

「2 計画の数値目標」である。改訂前の目標値については、本計画の上位計画である環境基本計画（改訂版）で定めた目標値との整合性を重視し、かつ、現在の廃棄物処理の現状を考慮し定めたもの

である。改訂後の目標値は、発生抑制目標として、廃棄物原単位の目標値は 735g/人・日以下、収集ごみ量原単位の目標値は 645g/人・日以下、持込ごみ量の目標値は 2,000t/年以下としている。資源化目標として、①リサイクル率の目標値は 29%以上、②リサイクル率の目標値は 39%以上としている。なお、①については、エコセメントを除いた資源化率であり、②はエコセメントを含んだ資源化率である。

次に 15 頁を御覧いただきたい。

最終処分量削減目標である。①最終処分量の目標値は 1,700t 以下、②最終処分量の目標値は 16.3t 以下としている。なお、①の最終処分量については、不燃ごみ埋立て量に焼却灰の量を加えた数値であり、②は焼却灰の量を除き、不燃ごみ埋立て量のみとしている。

次に 16 頁を御覧いただきたい。

第 3 章「ごみ処理の課題」である。「1 ごみ排出の課題」では、平成 24 年度実績で改訂前の計画で定めた目標値 854g に達しており、更なるごみの排出の抑制を図っていくべきである旨を記載している。「2 ごみ減量・資源化の課題」における「(1)ごみ処理手数料」については、改訂前の計画と変更はない。

次に 17 頁を御覧いただきたい。

「(2)生ごみの資源化について」では、平成 21 年度から平成 22 年度にかけての 1 年間に生ごみ堆肥化モデル事業を実施した際に、高額な処理費用等の課題があったことについて記載している。「(3)3 市共同資源化施設について」及び「(4)エコセメントについて」は、改訂前の計画と変更はない。

次に 18 頁を御覧いただきたい。

「3 中間処理施設の課題」である。「(1)小平・村山・大和衛生組合（焼却処理施設）」では、改訂前の計画策定当時より更に年月が経過し、施設の新たな建設が必要な時期となっている旨を記載している。「(2)小平・村山・大和衛生組合（粗大ごみ処理施設）」については、改訂前の計画と変更はない。「(3)リサイクル施設」では、長期的、継続的に安定化したごみの資源化を行うことが求められており、3 市共同の資源化施設が必要である旨を記載している。

次に 19 頁を御覧いただきたい。

「4 最終処分の課題」である。「(1)最終処分場（二ツ塚廃棄物広域処分場）」では、計画搬入量の超過による超過金を課せられていることを追記している。また、図 3-1 として平成 24 年度実績までの推移が分かる最新の実績図を挿入している。

次に 20 頁を御覧いただきたい。

第 4 章「ごみ排出量等の将来予測」である。「1 人口予測」にお

る「(1)将来人口予測」では、平成 20 年度から平成 29 年度までの数値に更新している。

次に 21 頁を御覧いただきたい。

「2 ごみ量予測」では、現在行っている施策を継続した場合に、今後ごみ排出量がどのように変わっていくかを記載している。また「(1)ごみ総排出量」の「ア 家庭ごみの排出量」では、平成 24 年度実績の市民 1 人 1 日当たりの排出量が変わらずに推移すると仮定し、これに将来人口予測を乗じて予測している。また「イ 事業系ごみ排出量」では、今後の経済的要因等ごみ量に与える諸条件に不確実性があるため、平成 24 年度の実績値のまま推移すると予測している。

なお、22 頁にこれらの家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量の推移表及び図を掲載している。

次に 23 頁を御覧いただきたい。

「(2)ごみ総排出量の内訳」における「ア ごみ総排出量の内訳」では、収集量、持込量、集団回収量に区分して予測した数値の表及び図を掲載している。

次に 24 頁を御覧いただきたい。

「イ ごみ収集量の内訳」では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに区分して予測した数値の推移表及び図を掲載している。

次に 25 頁を御覧いただきたい。

第 5 章「循環型社会の形成に向けたごみ処理事業の在り方」である。「1 ごみ処理の基本方針」における「(1)発生抑制と排出抑制の促進」については、改訂前の計画と変更はない。「(2)資源化事業の推進」では、より安定した資源化処理を長期的に行うため、3 市の共同処理で資源化を行うことを推進している旨、またその経緯について記載している。

次に 29 頁を御覧いただきたい。

「ク 家庭ごみ有料化導入の検討」では、有料化を行っている多摩地区の自治体は、平成 24 年度末で 19 市 1 町あり、一定の効果が現れていること、有料化導入により排出量に応じた負担の公平化や住民意識の改革などのメリットが見込まれること、収集ごみ量原単位は平成 24 年度実績で 26 市中 24 位であることから平成 30 年度を目途に家庭ごみの有料化を実施するものとしている。

次に 31 頁を御覧いただきたい。

「エ 3 市共同資源化事業の推進」では、取扱う資源品目が、建設想定地の事情から、6 品目から 2 品目に変更となっており、また、当該変更に伴い想定機能であった缶・ビン等選別圧縮施設を想定機能から削除している。

次に 40 頁を御覧いただきたい。

「5 計画の施策展開による、ごみ量の見込み」では、表 5-1 として目標値を達成するための各年度ごとの数値の推移を掲載している。

なお、41 頁から 43 頁までの図は、各項目ごとにグラフにさせていただいたものを掲載している。

44 頁以降の参考資料については、市の概要、ごみ処理状況等を掲載している。

改訂後の計画について大きく変更があった点を中心に説明させていただいた。説明については、以上である。

(質 疑)

- 6 頁の計画期間では、「平成 26 年度より、5 年間程度の状況を視野に入れ」と記載されているが、目標年度が平成 29 年度であることから、「4 年間程度」となるのではないか。
- 記載を「平成 26 年度より、4 年間程度」に訂正する。
- 当該計画の策定では、「市長の挨拶文」記載がないのか。
- 改訂前の計画を確認させていただき、対応する。
- 17 頁に生ごみ堆肥化モデル事業について「生ごみ堆肥化事業の推進については検討が必要な状況である。」と記載されているが、平成 26 年度についても当該事業を実施するのではないのか。
- 17 頁における記載は、第 3 章「ごみ処理の課題」として記載している部分である。39 頁における施策展開スケジュールの生ごみの欄において「平成 21・22 年度に実施した生ごみ堆肥化モデル事業の検証結果に基づき、生ごみの資源化に向けた施策を実施する。」として記載のとおり、平成 26 年度から新たな方法として検証を行う。また、30 頁における資源化品目の拡大の項目についても、同様の記載をさせていただいている。
- 40 頁の表 5-1 における収集ごみ量及び持込ごみ量について、23 頁の表 4-3 における数値と整合が取れていない。平成 24 年度における合計値は符合するが、平成 25 年度以降の数値の差について説明されたい。
- 表 4-3 については、現状のごみ処理事業を継続した場合のごみ総排出量の内訳の見込であり、表 5-1 については、発生抑制と排出抑制、資源化の推進等の施策を進めることによる見込みの値となる。このため、推移の傾きに変化が生じているものである。
- そうであるならば、集団回収量について平成 29 年度における目標数値が 699t で符合することはないのではないのか。
- 平成 29 年度の目標値に向かって年度ごとに数値の差はある

が、目標値に変更がないため、符合している。

- 20 頁の表 4-1 では、平成 24 年度までは実績値であり、平成 25 年度は推計値となっているが、当該年度の実績値を記載することはできないか。また、基準はいつか。
- 基準は、1 月 1 日現在である。平成 25 年度については、推計値をもって計算しているため、実績値を記載するとなれば、平成 25 年におけるその他の項目の見込量が全て変更となる。
- 武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）における平成 24 年度実績値では、72,025 人となっている。
- 当該計画では、10 月 1 日現在を基準としているためである。
- 人口予測をコーホート要因法等により推計を行ったとあるが、第四次長期総合計画で設定された想定将来人口ではないのか。武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）では、そのように記載がある。
- 第四次長期総合計画の策定において使用した方法がコーホート要因法である。改めて推計を行ったものではない。
- このような記載の仕方では、改めて推計を行ったかのように捉えることができるため、「第四次長期総合計画で設定された想定将来人口」との表現に訂正されたい。
- 武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）と同様の表現に訂正する。
- 平成 24 年度実績値の 71,975 人の基準時点はいつか。
- 年度末人口であるため、平成 25 年 3 月 31 日現在である。
- 各計画において基準日が異なるため、記載されたい。
- 表 4-1 の欄外に実績値については年度末人口である旨を記載し、米印の記述について削除する。
- 1 頁の計画の経緯について、「概ね 5 年で改訂を行うこととしている」とする根拠は何か。平成 4 年の一般廃棄物処理基本計画の策定から始まり、平成 10 年のごみゼロを目指したまちづくり基本計画、平成 20 年の武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画があり、現在の改訂となっており、また同様に関係法令の改正や上位計画など 3 本の流れの中で改訂を行ってきたように読み取れる。5 年ごとであるならば、平成 26 年度から平成 30 年度までの改訂内容でなければならないのではないのか。
- 本計画については、平成 20 年度から平成 29 年度までを計画期間とするものである。中間時点における見直しとして概ね 5 年とあるとおり、本来であれば、昨年度に改訂が整う予定であったが、審議会における検討が長期化し、平成 25 年度に入ってから結論が出たため、当該結論を踏まえたその後の見直しが

後ろにずれ込み、改訂が先延ばしになってしまった状況である。このため、本来であれば、平成 25 年度から平成 29 年度までを視野に入れた改訂計画となる。

- 平成 4 年の一般廃棄物処理基本計画は平成 10 年までの 5 年間であり、平成 10 年のごみゼロを目指したまちづくり基本計画は平成 20 年までの 10 年間となる。文章の中に織り込むと概ね 5 年ごとに改訂しているということが分かりにくくなるため、関連法の施行や市の計画の策定など経緯が分かる年表があった方が分かりやすい。
- 計画の全体的な流れについては、本編にあるいは別紙として組み入れるようにする。
- 他の計画では、「です・ます」調で記載されているが、本計画については、「である」調でよいのか。
- 原計画が「である」調であることから、改訂計画においても同様の語尾とする。
- 1 頁の計画の経緯について、「概ね 5 年で改訂を行うこととしており、今年度改訂を行うこととなった。」とする表現は、改訂しなければならないため行っており、そうでなければ改訂しないというように読み取れるため、表現を変更されたい。
- 表現については、「今年度改訂を行うものである」と改める。
- 9 頁の平成 23 年度までの事業実施状況では、「B」の評価が多くあるが、最終処分場の延命化の欄における「市内、道路工事においてエコセメントを使用」は、「B」でよいのか。検討するであるとか、継続していくとの記載であれば、「B」でよろしいが、エコセメントの使用に関しては、平成 23 年度実績では「A」となるのではないか。また、なぜ平成 23 年度までの実績であるのか伺いたい。
- 平成 24 年度に検討を始め、平成 25 年度に計画の改訂がずれ込んでいることから、実績については、平成 23 年度までの評価となる。エコセメントについては、市内道路工事に実績があるため、評価を「A」に改める。
- 33 頁の「ウ 最終処分場」において、なお書きで「エコセメントの使用については、市の工事等で使用するよう関係部署と調整する。」とあることから、評価は「A」にならないのではないか。
- 「使用するよう」とあるが、現在使用しているため、表現を「更に使用量を増やす」などに表現を改める。同様に総括である 39 頁においても改めた表現を記載するようにする。
- 22 頁から 24 頁にかけてのグラフであるが、間隔が狭く各々

	<p>の差が分かりにくいものとなっているため、間隔を広げるようにされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そのように図を改める。 ○ 9頁の表における実施状況について、名詞止めで締めくくられているものとそうでないものがあるが、実施したものかこれから実施するものであるのか区別ができないため、統一されたい。また、「未実施」や「未検討」については、句読点は不要である。 ● 確認の上、訂正する。 <p>(結 論)</p> <p>原案を一部修正の上、承認する。</p> <p>議題3 その他</p> <p>(1) 第1回市議会定例会の招集期日について</p> <p>第1回市議会定例会の招集期日は2月27日(水)である。</p>
--	--

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 :)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格A列4番)